

はじめに

「いじめ」は、どの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうることであり、本校の全ての子どもが安心して学校生活を送り、楽しく心豊かに様々な活動に取り組むことができるいじめのない学校を作るために「屯田西小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本姿勢」として、以下に五つのポイントを示す。

- ①学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る
- ②人権意識を高め、子どもと子ども、子どもと教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く
- ③子ども一人一人の自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期解決に努める
- ⑤いじめ問題について、保護者・地域そして、関係機関との連携を深める

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」より

学校では、「いじめ」を訴えてきた子どもの立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、子どもを守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

成長途上にある子どもは、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

【具体的ないじめの態様】

- *冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- *仲間はずれ、集団による無視をされる。
- *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- *金品をたかられる。
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- *パソコンや携帯電話、スマートフォンなどで、誹謗中傷や嫌なことをされる。

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より

2 いじめを未然に防止するための取組

(1) 子どもに対して

- ① 子ども一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、規範意識の醸成に努める。
- ② 分かる・できる・楽しい授業づくりに努め、子どもに基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や子ども一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の学習や学級活動を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもがもつように、様々な活動の中で指導する。
- ⑤ 見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要であることも併せて指導する。

(2) 教職員として

- ① 子ども一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ② 子どもが自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を行うことに努める
- ③ 思いやりや心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ④ 「いじめは決して許されない」という姿勢を教職員がもっていることを様々な活動を通して子どもに示す。
- ⑤ 子ども一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚をもつように努める。
- ⑥ 子どもや保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑦ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」について理解を深める。特に、事故の人権感覚を磨き、事故の言動を振り返るようにする。
- ⑧ 問題を一人で抱え込まないで、管理職への報告相談や同僚への協力を求める意識をもつ。

(3) 学校全体として

- ① 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ② いじめに関するアンケート調査を年に複数回実施し、結果から予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもと行う。
- ③ 「いじめ問題」に関する研修会を行い、「いじめ」について教職員の理解を深めるとともに実践力を高める。
- ④ 校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会などで行い、学校として「いじめは絶対にゆるされない」ということや「いじめ」に気付いた時は、すぐに担任や周りの大人に知らせることの大切さを伝える。
- ⑤ 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ⑥ いつでも誰にでも相談できる体制の充実を図る。

(4) 保護者・地域に対して

「いじめ問題」に解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便りや懇談会等で伝え、理解と協力を求める。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
「いじめ防止対策推進法第9条」より

3 早期発見・早期対応に向けての取組

(1) いじめの早期発見に向けて

- ① 子どもの様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなどして、組織的に対応する。
- ② 様子に変化が感じられる子どもには、積極的に声を掛け、安心感をもたせる。
- ③ 学期ごとの年3回のアンケート調査等を活用し、子どもの人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して子どもとの信頼関係を深める。

(2) 誰にでも相談できる学校に

- ① いじめに限らず困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを子どもに伝えていく。
- ② いじめられている子どもや保護者からの訴えは親身になって聞き、子どもの悩みや苦しみを受け止め、支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ③ いじめられている子どもが自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ④ いじめに関する相談を受けた時は、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有する。
- ⑤ 子どもの毎日の心と体の様子を把握する手段の一つとして、シャボテンログを活用する。

(3) いじめの早期解決のために

- ① 教職員が気付いた、あるいは子どもや保護者から相談があった場合、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- ② 事実関係を把握する際には、組織的な体制のもとに行う。
- ③ いじめを受けた子どものケアを優先し、安全・安心の確保に努め、その子どもの心の安定を図る。
- ④ いじめている子どもに対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめをすぐに止めさせる。
- ⑤ いじめることが相手を傷付け、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ⑥ いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その子どもの心の安定を図る指導をする。
- ⑦ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。

4 いじめ防止にかかわる校内体制

組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、いじめ防止対策委員会で行う。

(1) 構成

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、児童支援部長、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学年主任、その他関係の教職員とする。必要に応じて、特別支援巡回相談員などの外部専門家等や地域の関係者などとする。

校長が不在時には教頭が、両者が不在の時には主幹教諭が委員会を開催して協議する。校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決済を得ることとする。

(2) 役割

- ・いじめ問題への対応、子どもや保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う
- ・いじめの相談や、いじめの疑いを把握した場合には、担任だけで判断することなく、当該学年主任を含む学年担任を加え、臨時のいじめ防止対策委員会を即時に開く。その中で事実確認の把握、関係する子どもや保護者への対応等について協議を行う。その後、管理職及び構成員等を含めたいじめ防止対策委員会を開催し、さらに対応を協議する。尚、いじめに関する情報については、個人情報の取り扱いに配慮しながら、本校の教職員で共有するようにする。

5 いじめ防止対策委員会の会議について

(1) 定例会議

- ・定例会議として月1回を基本に開催する。

(2) 定例会議の内容

- ・いじめの認知件数や解消の件数、認知した個別の対応状況を確認する
- ・いじめ悩みアンケートの実施後に、アンケート結果や面談の内容について検討する。
- ・児童や保護者へのいじめ防止に関する啓発活動を検討する。

(3) 不定期会議

- ・緊急性のある場合には、いじめ防止対策委員会で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。やむを得ず会議に参加できない構成員には、会議日以外に個別に意見を求める。また、定例の会議で再度確認する。

(4) 会議録

- ・会議録を作成し、校長の決済を得ることとする。
- ・個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

6 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、いじめ防止対策委員会で判断することを徹底する。
- (2) いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会にて行う。いじめが解消している状態とは、少な

くとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

- (5) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、いじめ防止対策委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

7 個別の対応状況に関する記録と引継について

(1) 個別対応の引継

いじめに関する個別対応状況に関する記録については、児童の進級・転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。卒業時には中学校へアンケート内容のデータを確実に引き継ぐ。

(2) アンケート調査の記録の保管

悩みやいじめに関するアンケート内容は、定められた期間(3年間)保管する。

8 学校の取組の評価について

学校いじめ基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価項目にいじめ防止等の取組(いじめが起きにくい・いじめを起こさない環境づくり、早期発見・事態対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に関する項目を必ず位置付ける。

9 教育委員会をはじめとする関係機関との連携

- ① 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- ② 必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応に当たる。
- ③ いじめに関わる重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。
- ④ 地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地域での会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いをすることを願う。
- ⑤ 教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

10 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

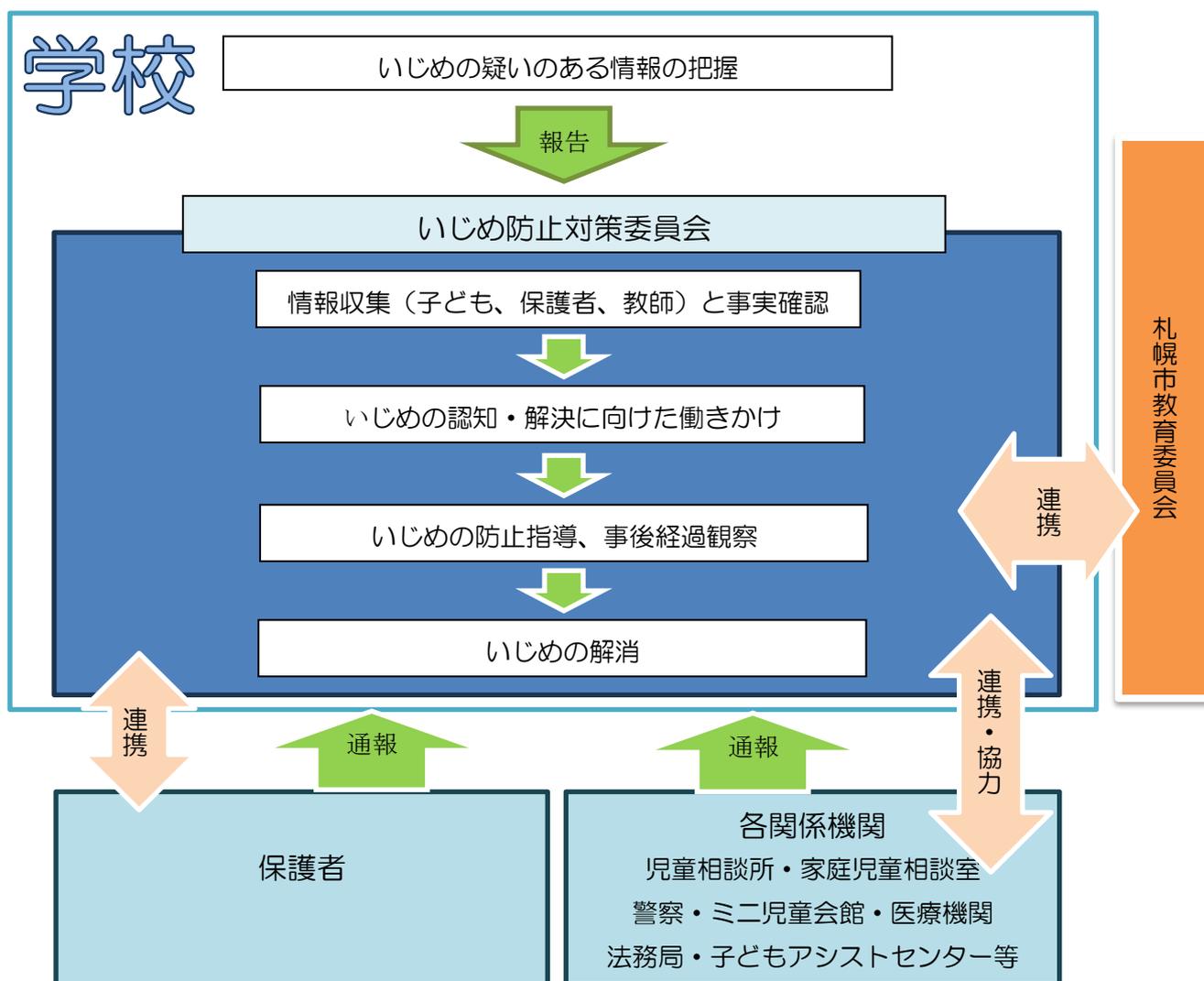
- | | |
|---|-----------------------------|
| <p>① いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>② いじめにより、児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> | <p>「いじめ防止対策推進法第 28 条」より</p> |
|---|-----------------------------|

(2) 発生時の対応

- ① 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告し、相談を行ったり支援を受けたりしながら対応する。
- ② 当該事案に対処するための組織を設置し、質問票の使用その他適切な方法により、子どもの人権に配慮しつつ事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③ いじめを受けた子ども・保護者に対して、調査結果から事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(令和 7 年 4 月 1 日一部改訂)

【いじめ対応フローチャート】



1 いじめの疑いのある事案を把握した

2 いじめられた児童の安全安心の確保

3 学年主任へ報告

⇒臨時いじめ防止対策委員会①（対応策の検討）【担任、学年、特別支援 C】

4 いじめた児童等への解決に向けた働きかけ（事実確認）・周りの児童への指導（学級指導）

5 管理職へ報告

⇒臨時いじめ防止対策委員会②（いじめの認知、対応策の検討）【管理職、担任外、該当学年、（養護教諭）】

6 関係保護者との連携

初期対応

7 教育委員会への報告や関係機関との連携【管理職】

8 再発防止・双方の児童の見守り

⇒定例会いじめ防止対策委員会（対応状況の確認・解消の確認）

見守り対応

9 いじめ解消